

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年6月

平成19年7月6日付け総務省の通知により、各地方公共団体は技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定し公表することとなりました。

国分寺市の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を公表します。

1 現状

(1) 職種別平均年齢、人数、平均給与データ

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
国分寺市	46.8歳	128人	377,786円	462,921円
内訳	清掃職員	26人	381,115円	475,842円
	調理員	48人	377,158円	448,391円
	用務員	18人	385,183円	460,487円
	その他	36人	367,428円	463,478円
東京都	47.0歳	2,167人	330,732円	429,065円
国	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 民間従業員の職種ごとの平均年齢及び平均給与月額

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
調理士	37.7歳	302,500円
用務員	53.9歳	227,200円

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成16～18年の3ヵ年平均)。民間データの廃棄物処理業従事員・用務員は全国平均、調理士は東京都平均です。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 年齢別人数データ

区分	28歳未満	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	
国分寺市	0	1	12	18	26	16	12	18	25	0	
内訳	清掃職員	0	0	4	3	2	3	6	3	5	0
	調理員	0	0	3	6	12	7	2	8	10	0
	用務員	0	1	0	4	1	1	2	5	4	0
	その他	0	0	5	5	11	5	2	2	6	0

(4) その他給与に関する事項

給料表

行政職給料表(2) 別紙のとおり

技能労務職員を対象とした特殊勤務手当

手当の名称	支給要件	支給単価
環境業務手当	はち・不快害虫駆除又は犬猫死体の取扱収容作業に従事した場合に支給する。	1件 300円

昇給基準

1年間における勤務実績に応じ、毎年7月1日に4号給を標準として昇給する。
(58歳を超える職員は昇給しない。)

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

国、東京都、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、国分寺市の任用体系や職員構成を勘案して技能労務職員の給与水準の見直しを図る。

3 具体的な取組内容

(1) 総務省通知以降(平成19年7月6日以降)新たに取り組むこととなったもの

給料表の改定(平成20年1月1日適用)

ア 給料表を見直し、平均1.1%(最大1.3%)の引き下げを実施した(地域手当の支給割合引き上げに伴う給料表の引き下げを含む。)

(2) 総務省通知以前(平成19年7月6日以前)新たに取り組むこととなったもの

給与制度の見直し(平成19年4月1日適用)

ア 一定職層以上の職務において、職責を担っていることを評価してポイント化して退職手当に反映させる、退職手当における調整額制度を導入した。

イ 環境業務手当等の特殊勤務手当の廃止及び見直しを行った。

給与制度の見直し(平成19年7月1日適用)

ア 給料表の号給を4分割化し、勤務成績をよりきめ細かく反映できるようにした。

イ 最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止した。

4 その他

技能労務職員については、再任用職員、嘱託職員の活用や民間活力の導入など、事務事業の見直し等を進めることで適正な職員配置に努めていく。